

べきかについて検討を行った。

② 報告された調査等の内容

厚生労働科学研究（長谷川班）において、薬事・食品衛生審議会薬事分科会委員等を対象に、申告書の様式について、記入に要する時間、内容の確認方法等についてのアンケート調査が行われた。

当該アンケート調査の暫定集計結果によると、申告書の記入に要した日数（実際の作業着手から返送に要した日数）は1日以内とする委員が大半であり、記入内容についても「評価できる」と「やむを得ない」という回答を合わせて9割が肯定的な回答であった。

③ 現時点における考え方

当該アンケート調査の暫定集計結果によると、現行の申告方法は、簡単明瞭な方法として評価すべきものと考えられる。また、金額の区分をより細かくすると、申告書等の作成に時間を要し、部会等の開催当日における運営が困難になるおそれがあることも勘案すると、現行の申告の方法を見直す必要はないものと考えられる。

4) 申し合わせという位置付け

① 現状と論点

「審議参加に関する遵守事項」は、薬事分科会の「申し合わせ」として決定されたものである。

この薬事分科会が審議ルールの一つとして「申し合わせ」を行うという位置付けで良いかどうかについて検討を行った。

② 報告された調査等の内容

薬事・食品衛生審議会令第12条においては、「この政令に定めるものほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」とこととされている。

同政令の規定に基づく薬事・食品衛生審議会規程第5条においては、「分科会の議事運営に関し必要な事項は、分科会長が当該分科会に諮って定める」とこととされており、同規程に基づき、薬事分科会規程や申し合わせが定められるという仕組みになっている。

③ 現時点における考え方